# 第2 重点化を図るべき公園・緑地の選定

#### 1 選定の基準

重点化を図るべき公園・緑地は、検討対象の公園・緑地のうち、(1)機能と役割 (2)ネットワークの形成 の二つの項目について、それぞれ以下に示す視点に基づき選定しています。

#### (1)機能と役割から見た重点化の視点

都市計画公園・緑地整備の目標に対応する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」の四つの機能・役割に基づき、それぞれの重点化の視点を踏まえて評価しました。

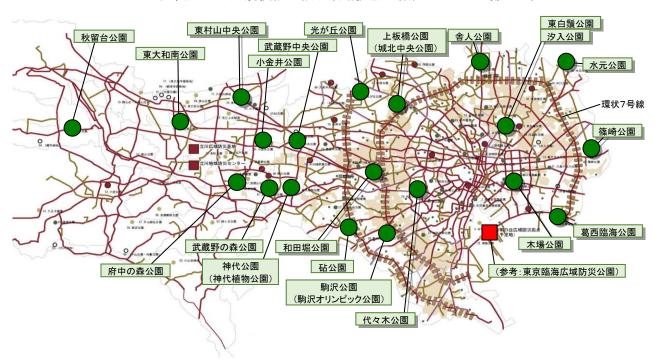
#### ① 「防災」

都や区市町は、震災時の避難場所等として学校や公園等のオープンスペースを指定しており、特に区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所の約7割が区域内に都市計画公園・緑地を含んでいます。

また、環状七号線周辺等の大規模な都立公園には、東京都震災対策条例に基づく大規模救 出救助活動拠点が指定されているなど、震災から市街地の安全を確保する上で、公園・緑地 は欠くことのできない施設です。

さらに、公園・緑地の整備に伴う緑の保全・創出とともに、浸透トレンチ\*等の雨水貯留浸透施設の設置、洪水調節池\*等の整備との連携、水害時の避難地の確保等により、都市型水害等の軽減にも寄与することができます。

首都東京の防災性の向上のためには、こうした公園・緑地の整備、拡充を重点的に進めることが必要です。



<図表3-3 大規模救出救助活動拠点が指定されている都立公園>

# <図表3-4 機能と役割から見た重点化の視点 ①防災>

機能・役割	重点化の視点
防災 「避難場所や避難路 の確保、延焼の防止、 防災拠点の整減〕	<ul> <li>○震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止</li> <li>・「地震に関する地域危険度測定調査*(第8回)」において震災時の危険性が高いとされる地域(「建物倒壊危険度*」、「火災危険度*」、「総合危険度*」のいずれかが4以上の地域)の公園・緑地(小面積のもの含む。)</li> <li>・東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積*が2m/人を下回る地域の樹林地や広場を設ける公園・緑地</li> <li>・都又は区市町が定める避難場所等として指定又は指定が見込まれる公園・緑地、避難場所等に近接し避難場所等の拡大や避難距離の短縮などに資する公園・緑地</li> <li>・東京都震災対策条例に基づく避難道路近傍の公園・緑地、避難場所等への避難経路や延焼遮断に資する緑道又は河川沿いの公園・緑地</li> <li>○防災拠点の整備</li> <li>・東京都地域防災計画*において大規模救出救助活動拠点*、医療機関近接へり緊急離蓄陸場、災害時臨時離蓄陸場(各候補地含む。)に指定された区域を含む公園・緑地、防災船蓄場*の隣接地にある公園・緑地・行政機関庁舎、避難所、体育館、給水拠点、災害拠点病院*等と一体となり地域の防災拠点となる公園、公園不足域で災害対策用備蓄倉庫等の設置空間がない地域の公園・緑地</li> <li>○その他震災対策への寄与・区市町の緑の基本計画*等において震災時の危険度が高く公園を設置すると位置付けた地域内の公園・緑地</li> <li>○その肥震災対策へのっち</li> <li>・区市町の緑の基本計画*等において震災時の危険度が高く公園を設置すると位置付けた地域内の公園・緑地</li> <li>・多くの駅前滞留者が想定される駅、帰宅支援対象道路等に近接する公園・緑地</li> <li>・多くの駅前滞留者が想定される駅、帰宅支援対象道路等に近接する公園・緑地</li> <li>・都区市町が発災時に道路上の障害物を速やかに除去すると定めた道路(緊急輸送道路*等)に近接する公園・緑地(小面積のもの含む。)</li> </ul>

#### ○水害等の軽減

- ・「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づく対策強化流域において、 まとまった樹林地の保全や雨水貯留浸透施設等を設置する公園・緑地
- ・洪水ハザードマップに基づく浸水想定区域及びその周辺において、遊水機能を有するオープンスペースや水害時の避難場所となる公園緑地
- ・高規格堤防\*整備事業や洪水調節池等の整備と連携するなど、水害の軽減等に寄与する河川沿いの公園・緑地
- ・大規模水害により広域的な避難が必要となる区域で、避難可能な高さのある避難場所・経路を設定できる公園・緑地
- ・急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる 公園・緑地

# <図表3-5 機能・役割と公園・緑地の例 ①防災>

# <震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止>





◇市街地における公園は避難場所として不可欠な存在 (左 馬橋公園:杉並区 右 三鷹中央防災公園:三鷹市)

# <防災拠点の整備>



◇大規模救出救助活動拠点が指定された公園 における防災訓練(武蔵野中央公園:武蔵 野市)



◇隣接体育館と一体となり地域の防災拠点と なる公園(富士森公園:八王子市)

# <水害等の軽減>



◇競技場の地下には雨水の浸透施設が設置されている(城北中央公園:板橋区、練馬区)



◇洪水調節池の整備と公園が連携している例 (壁面に開いているのは取水□)(落合調節 池と落合公園:新宿区)

② 「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」 ヒートアイランド現象の緩和や自然資源、生物多様性の保全など良好な都市環境の確保、 都民のレクリエーションの場の整備、東京や地域の魅力の向上等を図る上で重要な公園・緑 地について、整備の重点化を図る必要があります。

# <図表3-6 機能と役割から見た重点化の視点 ②環境保全、レクリエーション、景観・魅力>

機能・役割	重点化の視点
環境保全 [ヒートアイラン ド現象の緩和、自然 資源、生物多様性の 保全等]	<ul> <li>○ヒートアイランド現象の緩和</li> <li>・区部及びその周辺の市街地における、樹林地や水面を保全・拡大する公園・緑地</li> <li>・海・河川・運河等の大規模水面と市街地間の冷気の移動を可能とする位置の緑やオープンスペースを保全・創出する公園・緑地</li> <li>○自然資源、生物多様性の保全</li> <li>・丘陵地、河川沿いや崖線の緑、平地林等の樹林地、湧水*などの自然資源を保全する公園・緑地</li> <li>・貴重な動植物及びその生息・生育環境を保全する公園・緑地・みどりの少ない地域における樹林地等を保全・創出する公園・緑地・みどりの少ない地域における樹林地等を保全・創出する公園・緑地のその他</li> <li>・崖線や台地部における湧水のかん養域と想定される地域の樹林地や農地等を保全・創出する公園・緑地</li> <li>・東部低地帯などの自然流下により雨水排出ができない地域において、雨水排出抑制に資する樹林地や水面を創出・保全する公園・緑地・大型公共施設の整備・機能更新等により創出される公開空間に植栽地や広場等を設ける公園・緑地</li> </ul>
レクリエーション [身近な自然との ふれあいや、運動、 文化活動、散策等多 様な活動の場]	<ul> <li>○公園不足地域の解消</li> <li>・250メートルの範囲内に 2,500 平方メートル以上の公園・緑地がない地域への住区基幹公園*</li> <li>・2キロメートルの範囲内に 10 ヘクタール以上の公園・緑地がない地域への都市基幹公園*</li> <li>○地域で必要とされている施設や公園の整備</li> <li>・運動公園、植物公園、お祭り広場、農業体験公園や水辺のある公園等</li> </ul>

[東京や地域らし さの醸成、美しい景 観づくり、にぎわい の創出]

景観・魅力

- ・庭園や社寺境内地等の歴史・文化資源を保全、再生、活用する公園・ 緑地
- ・地域と特徴づける自然物やランドマークとなる建物、史跡や名勝等 を活用し地域の魅力向上に資する公園・緑地
- ・湧水、崖線(地形・樹林等)や屋敷林等の自然資源を保全、活用する公園・緑地、丘陵地等の自然資源を自然体験等に活用できる公園・ 緑地
- ・都市の貴重な緑地としての農地の保全活用ができる公園緑地
- ・都区市町の景観計画において景観への配慮が特に必要とされた景観 基本軸\*などの区域やその近傍において、良好な景観形成・保全に資する公園・緑地
- ・周辺の観光地、市街地や商店街等と連携し、魅力的な観光地域づく りに資する公園・緑地
- ・周辺のまちづくりと連携し、地域のにぎわい創出や回遊性の向上に 資する公園・緑地

# 環 境 保 全



◇ヒートアイランド現象の緩和効果の高い大規 模な樹林(代々木公園と神宮内苑:渋谷区)



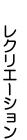
◇水面と市街地間の冷気の移動に寄与する河



◇多くの生き物が生息する、丘陵地の谷戸田 (野山北•六道山公園:武蔵村山市、瑞穂町)



◇湧水と崖線の緑を一体として保全している 緑地(成城みつ池緑地:世田谷区)





◇スポーツを楽しむ場(野津田公園:町田市)



◇都内各地から多くの人が訪れる公園 (代々木公園:渋谷区)



◇東京では数少ない、海とふれあえる公園 (大森ふるさとの浜辺公園:大田区)





◇湧水や池を生かした地域のシンボルとなっている公園(洗足池公園:大田区)



◇地域の景観を特色付ける、市街地に残るまと まりのある樹林地(西恋ケ窪緑地:国分寺市)



◇都市農地の保全活用を実現している公園 (土支田農業公園:練馬区)



◇地域のにぎわいを創出している公園 (南池袋公園:豊島区)



◇隣接する開発により創出された空地と一体に なった公園(淡路公園:千代田区)

#### (2) ネットワークの形成から見た重点化の視点

山地から丘陵地、崖線、河川や水辺など東京の緑の骨格となる水と緑や、身近な地域における水と緑のネットワークを形成する上で重要な緑の保全、創出について、以下の重点化の視点を踏まえて評価しました(図表3-8)。

#### < 図表3-8 ネットワークの形成から見た重点化の視点>

- •「緑確保の総合的な方針」において、東京の緑の骨格として示されている山地、丘陵地、崖線、 河川及び上水沿いの緑を保全する公園・緑地
- ・臨海部において海辺や運河と一体となって水と緑のネットワークを形成する緑を創出する公園・ 緑地
- 幹線道路沿い及び環境軸推進地区\*におけるオープンスペースや緑を創出する公園 緑地
- ・農の風景育成地区\*や市民緑地等により保全される緑と一体となる緑を保全・創出する公園・緑地
- ・区市町の緑の基本計画等において水と緑のネットワークの形成上重要な位置付けのある、緑を 保全・創出する公園・緑地
- 周辺の民間開発等で創出・保全されるオープンスペースや緑地と一体となって整備する公園・緑地
- ・サイクリングロード、自転車通行空間、遊歩道やスポーツ施設等と接続する公園・緑地

#### <図表3-9 ネットワークの形成に効果的な公園・緑地の例>



◇東京の緑の骨格となる丘陵地(大戸緑地:町 田市)



◇農の風景育成地区における農業公園 (喜多見農業公園:世田谷区)



◇河川沿いの緑と公園の緑が一体化した、水と緑のネットワーク(野川と野川公園:三鷹市、調布市、小金井市)



○自転車道と隣接する公園 (萩山公園:東村山市)

# 2 重点化を図るべき公園・緑地

機能と役割及びネットワークの形成の観点から評価、選定した、今後重点化を図るべき公園・緑地の全体とその特徴は以下のとおりです。

また、次ページより東京都、区、市・町事業別の一覧を掲載します。

<図表3-10 「重点化を図るべき公園・緑地」総括表>

事業主体	選定公園緑地数
東京都	58か所
特別区	91か所
市・町	81か所
全 体	230か所